

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>
---	---

Issue 15 • 2006/06/10 ~ 2006/06/23

一、相关新法令及新政策

I [国家工商行政管理总局 商务部关于外国投资者通过股权并购举办外商投资广告企业有关问题的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局、商务部

【发布文号】工商广字【2006】99号

【发布日期】2006-04-11

【施行日期】2006-04-11

【提 示】根据《外商投资广告企业管理规定》的规定，外国投资者可以通过中外合资、中外合作（以下合称“中外合营”）、外商独资、外商合资（以下合称“外资”）的方式在中国境内设立外商投资广告企业。对此，该通知进一步作出如下规定：

- n 外国投资者可以依据《外国投资者并购境内企业暂行规定》和《外商投资广告企业管理规定》等有关规定，通过购买境内广告企业的部分股权举办中外合营广告企业，通过购买境内广告企业的全部股权举办外资广告企业。
- n 外国投资者以股权并购方式举办的外商投资广告企业，中外投资者应符合《外商投资广告企业管理规定》第 9、10 条规定的

一、関係する新法令及び新政策

I [外国投資者が持分の買収合併を通じて外商投資広告企業を設立することについての国家工商行政管理総局 商務部による通知](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局、商務部

【発布番号】工商広字【2006】99号

【発布日】2006-04-11

【施行日】2006-04-11

【コメント】「外商投資広告企業管理規定」の規定によると、外国投資者は[中外合弁](#)、[中外合作](#)（以下「[中外共同経営](#)」[といいますが](#)）、[外商独資](#)、[外商合弁](#)（以下「[外資](#)」[といいますが](#)）の方式を通じて中国域内に外商投資広告企業を設立することができます。これについて、この通知ではさらに次のように定めています。

- n 外国投資者は「外国投資者域内企業買収合併暫定規定」と「外商投資広告企業管理規定」等の関係規定に基づき、域内の広告企業の一部の持分を購入することによって、中外共同経営の広告企業を設立したり、域内の広告企業の全部の持分を購入することによって外資の広告企業を設立することができます。
- n 外国投資者が持分を買収合併する方式を通じて設立する外商投資広

条件。但是，如果被并购的境内广告企业已主营或兼营二年以上广告业务，则该境内广告企业的原中方投资者可继续保留其股东地位，不受该项限制。

n 《外商投资广告企业管理规定》第 9、10 条规定：

第 9 条 设立中外合营广告企业，除符合有关法律、法规规定的条件外，还应具备以下条件：

(一) 合营各方应是经营广告业务的企业；

(二) 合营各方须成立并运营二年以上；

(三) 有广告经营业绩。

第 10 条 设立外资广告企业，除符合有关法律、法规规定的条件外，还应具备以下条件：

(一) 投资方应是经营广告业务为主的企业；

(二) 投资方应成立并运营三年以上。

【法令全文】请点击以下网址查看：

n 国家工商行政管理总局 商务部关于外国投资者通过股权并购举办外商投资广告企业有关问题的通知【工商广字（2006）99 号】
http://www.gov.cn/zwgk/2006-06/16/content_311766.htm

n 《外商投资广告企业管理规定》【2004 年 03 月 02 日国家工商行政管理总局、商务部令 8 号】
<http://www.fdi.gov.cn/ltlaw/lawinfodisp.jsp?id=ABC0000000000009844>

n 《外国投资者并购境内企业暂行规定》【2003 年 03 月 07 日（原）对外贸易经济合作部、国家税务总局、国家工商行政管理总局、国家外汇管理局令 3 号】
http://www.smert.gov.cn/zcfg/zcfg_detail.asp?id=36

告企業の場合、中外投資者は「外商投資廣告企業管理規定」第 9、10 条で定める条件を満たしていなければなりません。但し、かりに買収合併される域内の広告企業が広告業務を 2 年以上主力業務として経営したり又は兼営していた場合、この域内広告企業のもとの中方投資者はその出資者としての地位をそのまま保留することができ、この項の制限を受けません。

n 「外商投資廣告企業管理規定」第 9、10 条では次のように定めています。

第 9 条 中外共同經營の広告企業を設立する場合、法律や法規で定める条件を満たすほか、次の条件を具備していなければならない。

(一) 共同經營の各当事者が、広告業務を經營する企業でなければならない。

(二) 共同經營の各当事者は設立・運営して 2 年以上経っていないなければならない。

(三) 広告經營の業績があること。

第 10 条 外資廣告企業を設立する場合、法律や法規で定める条件を満たすほか、次の条件を具備していなければならない。

(一) 投資者は広告業務の經營を主とする企業でなければならない。

(二) 投資者は設立・運営して 3 年以上経っていないなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

n 外国投資者が持分の買収合併を通じて外商投資廣告企業を設立することについての国家工商行政管理総局 商務部による通知【工商広字（2006）99 号】
http://www.gov.cn/zwgk/2006-06/16/content_311766.htm

n 「外商投資廣告企業管理規定」【2004 年 3 月 2 日国家工商行政管理総局、商務部令 8 号】
<http://www.fdi.gov.cn/ltlaw/lawinfodisp.jsp?id=ABC0000000000009844>

n 「外国投資者域内企業買収合併暫定規定」【2003 年 3 月 7 日旧對外貿易經濟合作部、國家稅務總局、國家工商行政管理總局、國家外貨管理局令 3 号】
http://www.smert.gov.cn/zcfg/zcfg_detail.asp?id=36

I [国家工商行政管理总局关于印发《户外广告登记申请表》、《户外广告登记证》等文件样式的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】工商广字【2006】108号
【发布日期】2006-06-08
【施行日期】2006-06-08
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgq_detail.asp?new_sid=417

I [中华人民共和国海关加工贸易企业联网监管办法](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署第150号令
【发布日期】2006-06-14
【施行日期】2006-08-01
【提示】与2003年03月19日海关总署令第100号发布的《中华人民共和国海关对加工贸易企业实施计算机联网监管办法》相比，新办法对实施联网监管的加工贸易企业应当具备的条件进行了简化。简化后的条件为：
n 该企业具有加工贸易经营资格；
n 该企业在海关注册；
n 该企业属于生产型企业。
新办法实施后，原办法同时废止。
【法令全文】请点击以下网址查看：
n 中华人民共和国海关加工贸易企业联网监管办法【海关总署第150号令；2006年发布】
http://fzb.hainan.gov.cn/fgsd/t20060619_13469.htm
n 中华人民共和国海关对加工贸易企业实施计算机联网监管办法【海关总署第100号令；2003年发布】
<http://www.gddoftec.gov.cn/wjmzc/Detail.asp?ID=1465>

I [国家发展和改革委员会 国土资源部 中国银行业监督管理委员会关于加强固定资产投资调控从严控制新开工项目的意见](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会、国土资源部、中国银行业监督管理委员会
【发布文号】国办发【2006】44号
【发布日期】2006-06-13
【施行日期】2006-06-13
【法令全文】请点击以下网址查看：

I [「屋外広告登記申請表」、「屋外広告登記証」等の書類書式を印刷配布することについての国家工商行政管理総局による通知](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】工商広字【2006】108号
【発布日】2006-06-08
【施行日】2006-06-08
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgq_detail.asp?new_sid=417

I [中華人民共和國税関加工貿易企業ネットワーク化監督管理弁法](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署第150号令
【発布日】2006-06-14
【施行日】2006-08-01
【コメント】2003年3月19日税関総署令第100号が発布した「中華人民共和國税関による加工貿易企業コンピューターネットワーク化監督管理弁法」と比べると、新弁法はネットワーク化監督管理を実施する加工貿易企業が具備しなければならない条件が簡素化されています。簡素化後の条件は次の通りです。
n 当該企業は加工貿易経営資格を有していること。
n 当該企業は税関で登録していること。
n 当該企業は生産型企业であること。
新弁法の施行後、もとの弁法は同時に廃止されます。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
n 中華人民共和國税関加工貿易企業ネットワーク化監督管理弁法【税関総署第150号令；2006年発布】
http://fzb.hainan.gov.cn/fgsd/t20060619_13469.htm
n 中華人民共和國税関による加工貿易企業コンピューターネットワーク化監督管理弁法【税関総署第100号令；2003年発布】
<http://www.gddoftec.gov.cn/wjmzc/Detail.asp?ID=1465>

I [固定資産投資の調整を強化し、新たに着工するプロジェクトを厳しく抑制することについての国家发展和改革委员会 国土资源部 中国銀行業監督管理委員会による意見](#)

【発布機関】国家发展和改革委员会、国土资源部、中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】国弁発【2006】44号
【発布日】2006-06-13
【施行日】2006-06-13
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2006-06/16/content_312091.htm

I 国土资源部办公厅关于严明法纪坚决制止土地违法的紧急通知

【发布单位】国土资源部办公厅

【发布文号】国土资电发【2006】22号

【发布日期】2006-06-14

【施行日期】2006-06-14

【提 示】根据该规定，近期，国家土地管理部门将对各地土地违法现象进行查处。主要措施有：

- n 清理违法违规用地，包括“以租代征”违法用地、闲置土地和别墅用地；
- n 查处重大土地违法案件，包括违反土地利用总体规划 and 违反国家产业政策批地、越权批地、非法占用耕地（尤其是基本农田）等案件；
- n 清理整顿开发区，在国务院关于规范各类开发区发展的政策性文件发布和开发区四至范围落实前，各地一律不得新设和扩建以成片土地开发为条件的各类开发园区。要按照规划审核确定的开发区面积和边界落实开发区四至范围。在审核公告的开发区四至范围外，不得再以开发区名义征占土地。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/gzdt/2006-06/15/content_311422.htm

I 国务院关税税则委员会关于调整汽车等商品关税税率及实施有关协定税率、特惠税率的通知

【发布单位】国务院关税税则委员会

【发布文号】税委会【2006】13号

【发布日期】2006-06-15

【施行日期】2006-07-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mof.gov.cn/news/20060621_2253_15185.htm

http://www.gov.cn/zwqk/2006-06/16/content_312091.htm

I 法律と紀律を厳しくし、土地の違法問題を断固として阻止することについての国土资源部弁公庁による緊急通知

【発布機関】国土资源部弁公庁

【発布番号】国土資電発【2006】22号

【発布日】2006-06-14

【施行日】2006-06-14

【コメント】この規定によると、近日中に、国家土地管理部門は各地の土地違法現象について取締りを行ないます。主な措置には次のものがあります。

- n 違法規則違反の用地を片付ける。これには、違法用地、未使用のままの土地及び別荘用地を「賃借することによって収用に代える（以租代徴）」ことを含みます。
- n 重大な土地違法案件を厳しく取り締まる。これには、土地利用の全体的な長期計画に違反したり、国家産業政策に違反して批准された土地、越権して批准された土地、不法占用耕地（とりわけ基本的な農地）等の案件を含みます。
- n 開発区の見直しと整理を行ない、各種開発区の開発を規範化する國務院による政策性文書の発布と、開発区の四方の境界がはっきりとするまでは、各地とも土地の開発を条件とした各種開発園區を新設したり、拡張したりしてはなりません。長期計画で審査し確定した開発区の面積と境界に従って、開発区の四方の範囲と確定しなければなりません。審査の上公告した開発区の四方の境界線の範囲のほかに、開発区の名義で土地を占有してはなりません。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2006-06/15/content_311422.htm

I 自動車等の商品関税税率を調整し、係る協定税率、特惠税率を実施することについての國務院関税税則委員会による通知

【発布機関】國務院関税税則委員会

【発布番号】税委会【2006】13号

【発布日】2006-06-15

【施行日】2006-07-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.mof.gov.cn/news/20060621_2253_15185.htm

I [商务部关于决定设立行政事务服务中心的公告](#)

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部公告 2006 年第 49 号
【发布日期】2006-06-22
【提 示】该公告称，商务部决定设立行政事务服务中心，受理对外贸易司、机电和科技产业司、市场运行调节司和外国投资管理司的部分对外行政事项（详见该公告的附件），以及商务部配额许可证事务局各类进出口许可证件签发事务。其他业务司受理的行政事项暂按原办法办理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200606/20060602499271.html>

I [上海市浦东新区税务局外高桥保税区分局针对未参加一般纳税人年检企业的税务公告](#)

【发布单位】上海市浦东新区税务局外高桥保税区分局
【发布日期】2006-06-05
【施行日期】2006-06-05
【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.jserv?id=13258>

【注】
Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I [中国将进一步扩大外商投资物流领域的范围](#)

据有关人士近期从中国物流与采购联合会获悉，2006 年，中国将全面推进现代物流业的快速发展，进一步完善物流业的对外开放政策，扩大外商投资物流领域的范围。2006 年的工作重点为：

n 编制《“十一五”全国现代物流业发展规划》，统筹做好物流基础设施的整合与建设；

I [行政事務サービスセンターの設立を決定することについての商務部による公告](#)

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部公告 2006 年第 49 号
【発布日】2006-06-22
【コメント】この公告によると、商務部は行政事務サービスセンターの設立を決定し、対外貿易司、機電と科学技術産業司、市場運行調整司及び外国投資管理司の一部の対外行政事項（詳細は同公告の附属文書をご参照ください）及び、商務部割当額許可証事務局の各種輸出入許可証書発給事務を受理するとされています。その他の業務司局の受理する行政事項は、ひとまずもとの弁法に基づき取り扱われることとなります。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200606/20060602499271.html>

I [一般納税人年度検査に未参加の企業に対する上海市浦东新区税务局外高桥保税区分局による税務公告](#)

【発布機関】上海市浦东新区税务局外高桥保税区分局
【発布日】2006-06-05
【施行日】2006-06-05
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.jserv?id=13258>

【注】
Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、關係する新たな情報

I [中国は外商投資物流分野の範圍をさらに拡大します](#)

關係者が先頃、中国物流仕入連合会から確認した情報によると、2006 年、中国は現代物流業の迅速で健全な發展を全面的に推し進め、物流業の對外開放政策をさらに完全化し、外商投資物流分野の範圍を拡大します。2006 年度の業務の重点は次の通りです。

n 「『十一五』全国現代物流業發展長期計畫」を

- n 加快综合运输体系建设，加强铁、公、水不同运输方式的衔接，大力发展多式联运；
- n 建立现代物流重点企业联系制度，了解掌握物流发展中的有关问题；
- n 引导连锁企业加强内部配送中心的建设和管理，特别是生鲜食品配送中心的建设；
- n 推进物流领域的国际合作，充实合作内容，拓宽合作领域；
- n 引导和支持流通企业经营网络向农村延伸，改造升级农产品批发市场，培育大型农产品流通企业。

《商务部关于进一步做好物流领域吸引外资工作的通知》【商资函（2006）38号】也规定，中国将在试点的基础上扩大物流领域对外开放，自2006年03月31日起，允许外国投资者在中国范围内以中外合资、中外合作和外商独资的形式设立外商投资物流企业，外商投资物流企业经批准可以从事2002年《关于开展试点设立外商投资物流企业工作有关问题的通知》第五条规定的国际流通物流业务和第三方物流业务，并不再对外商投资物流企业规定专门的注册资本最低限额，但外商投资物流企业应根据其经营业务相应符合《外商投资商业领域管理办法》、《外商投资国际货物运输代理企业管理办法》、《外商投资道路运输业管理规定》及其他外商投资相关法律法规规定的最低注册资本要求及其他要求。

【备注】

查看《商务部关于进一步做好物流领域吸引外资工作的通知》【商资函（2006）38号】，请点击以下网址：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502204557.html>

（摘自2006年06月05日“中国新闻网”信息；里兆律师事务所整理编写）

I 两税合并时间表锁定，企业所得税税收优惠将体现产业政策

中国财政部税政司副司长王建凡日前在“2006年中国税收高层论坛”上表示，中国企业所得税改革的时间表已经锁定，估计2006年08月开始审议新的企业所得税法草案。另据悉，企业所得税法改革方案先要经过2007年03月全国人民代表大会讨论，估计新的企业所得税法最早也要到2008年01月01日才能够实施。

企业所得税改革主要包括以下内容：

- n 实行法人所得税，与国际接轨；

作成し、物流のインフラの見直しと建設について統一して計画案配する。

- n 総合的な運輸体系の建設を加速し、鉄道、自動車道路、水路といった異なる輸送方式どうしの繋がりを強化し、複合一貫輸送を大幅に発展させる。
- n 現代物流重点企業どうしの連絡制度を樹立し、物流発展の過程における問題を理解し、把握する。
- n チェーン企業が内部の配送センターの建設と管理、とりわけ生鲜食品配送センターの建設を強化するよう導く。
- n 物流分野の国際的合作を推進し、合作の内容を充実させ、合作分野を開拓し広げる。
- n 流通企業経営網を農村まで延ばすよう指導サポートし、農産物卸売市場を改善しグレードアップさせ、大型農産物流通企業を育成する。

「物流分野での外資誘致作業に最善を尽くすことについての商務部による通知」【商資函(2006)38号】でも、中国は試行ベースで物流分野の対外開放を拡大し、2006年3月31日からは、外国投資者が中国全域で、中外合併、中外合作、外商独资の形態で外商投資物流企业設立することを認め、外商投資物流企业は批准を経た上で、「外商投資物流企业の試行設立作業を展開することについての通知」第5条で定める国際流通物流業務と3PL業務を取り扱うことができ、今後は、外商投資物流企业に対して登録資本金の最低限度額を個別に定めることはないが、外商投資企業はその経営業務に基づき「外商投資商業領域管理弁法」、「外商投資国際貨運代理企業管理弁法」、「外商投資道路運輸業管理規定」及びその他の外商投資に関する法律法規で定める登録資本金の最低額の要求やその他の要求を満たしていなければならないとしています。

【備考】

「物流分野での外資誘致作業に最善を尽くすことについての商務部による通知」【商資函(2006)38号】をご覧になる場合は、下記URLをクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502204557.html>

（2006年6月5日付「中国ニュースサイト」の情報を抜粋し、里兆法律事務所が作成）

I 2つの税金一本化のスケジュールが定まり、企業所得税の税収上の優遇は産業政策を具現したものになる

中国財政部税政司副司長の王建凡氏は、先頃、「2006年中国税收トップフォーラム」にて、中国企業所得税改革のスケジュールはすでに定まり、予定では2006年8月に新たな企業所得税法草案の審議を開始すると述べた。また、情報筋によれば、企業所得税法改革法案は、まず2007年3月の全国人民代表大会で討議されなければならない、おそらく新たな企業所得税法ははやくとも2008年1月1日になってからでないと思われ。

- n 针对没有在中国注册的外国企业在中国的纳税义务, 界定国民企业和非国民企业的概念;
- n 实行内资企业、外资企业、不同所有制企业统一的企业所得税税率;
- n 统一税前构成标准, 为鼓励企业重视研发, 提高自主创新能力, 将实行税前企业研发开发费用加计扣除 (一般发达国家的研发开发加计扣除比例在 20%~30%, 而中国最高可能达到 50%);
- n 今后税收优惠要更多的由直接优惠转向间接优惠;
- n 由过去的区域优惠为主转为产业优惠为主, 使税收优惠政策体现产业政策。

(摘自 2006 年 06 月 10 日版《外资信息》)

- 企業所得税改革は主に以下の内容を含んでいる。
- n 法人所得税を実施し、国際的な慣習に合わせる。
- n 中国で登録していない外国企業の中国での納税義務について、国民企業と非国民企業概念の境界を定める。
- n 内資企業、外資企業、異なる所有制企業ごとの統一した企業所得税率を実施する。
- n 税引前構成基準を一本化し、企業が研究開発を重視することを奨励し、自らの革新能力を向上させるために、税引前の企業研究開発費用を控除額に加算計上する。(一般の先進諸国の研究開発の控除額への加算計上の割合は 20%~30%だが、中国では最高で 50%に達することもあり得る)
- n 今後の税収優遇は、より多くが直接優遇から間接的優遇へと切り替わる。
- n これまでは地域的な優遇が主であったが、今後は産業的な優遇を主とし、税収優遇政策にて産業政策を具現させていく。

(2006 年 6 月 10 日版「外資情報」より抜粋)

I 今后上海在工业领域实施的节能制度

2006 年 05 月 09 日, 上海市人民政府发布《关于进一步加强本市节能工作的若干意见》【沪府发(2006)9号】, 在工业、商贸、交通、可再生能源、建筑等领域提出了一系列节能要求与措施。尤其在工业方面, 重点提出了将实施以下两项节能制度:

- n 实施高能耗劣势企业淘汰制度。要强制执行《淘汰落后生产能力、工艺和产品的目录》, 对铁合金、小钢铁、建材、化工等高能耗产业中的高污染、低效益企业, 上海市各行业主管部门和有关区县政府将根据计划, 有步骤地实行关、停、改;
- n 实施建设项目能耗审核制度。上海市各区县、各部门和各开发区在招商引资过程中, 要将项目万元增加值能耗作为重要审核条件, 严格把关。新建项目必须达到该行业能耗国际或国内先进水平, 工业项目万元增加值能耗原则上不得高于全上海市工业万元增加值能耗平均水平的 2 倍 (以 2005 年全市工业万元增加值能耗 1.27 吨标煤/万元为基准); 超过该限额确需建设的, 应当报市级主管部门批准。

【备注】

查看《上海市人民政府关于进一步加强本市节能工作的若干意见》【沪府发(2006)9号】, 请点击以下网址:

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai7070.html>

(里兆律师事务所 2006 年 06 月 23 日整理编写)

I 今後、上海が工業分野で実施する省エネ制度

2006 年 5 月 9 日、上海市人民政府は「上海市の省エネ作業をさらに強化することについての若干の意見」【滬府発(2006)9号】を發布し、工業、商業貿易、交通、リサイクル可能エネルギー、建築等の分野で一連の省エネに関する要求と措置を出しました。とりわけ、工業方面では、以下の 2 つの省エネ制度の実施を提起しました。

- n エネルギー消費の高い劣勢企業が淘汰する制度を実施する。「淘汰され遅れた生産能力、工程及び製品のリスト」を強制的に執行し、鉄合金、小鋼鉄、建材、化工等のエネルギー消費の高い産業の中の高汚染、低効果企業に対しては、上海市の各業界主管部門と係る区県政府は計画に基づき、閉鎖、生産停止、改善を徐々に進める。
- n 建設プロジェクトのエネルギー消費審査制度を実施する。上海市各区県、各部門及び各開発区は外資を誘致する過程で、プロジェクト 1 万元あたりのエネルギー消費原単位を重要な審査条件とし、検査を厳しくする。新設プロジェクトはその業界でのエネルギー国際又は国内先端水準に達していなければならない、工業プロジェクトは 1 万元あたりのエネルギー消費原単位は、原則上、上海市全体の工業プロジェクト 1 万元あたりのエネルギー消費原単位の平均水準の 2 倍 (2005 年の上海市全体の工業プロジェクト 1 万元あたりのエネルギー消費原単位 1.27 トン 標準炭/1 万元を基準とする) を超えてはならない。この限度額を超えて、どうしても建設に必要な場合は、市レベルの主管部門の批准を受けなければならない。

【備考】

「上海市の省エネ作業をさらに強化することについての上海市人民政府による若干の意見」【滬府発(2006)9号】をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai7070.html>

(里兆法律事務所が 2006 年 6 月 23 日付けで作成)

I 关于外商投资的有限责任公司的组织机构的设置

外商投资的有限责任公司的组织机构通常由股东会/股东、董事会/执行董事、监事会/不设监事会的监事、(总)经理等组成。在新《公司法》于 2006 年 01 月 01 日实施之前,外商投资的有限责任公司的组织机构设置的主要依据是“三资企业法”及其实施细则/条例;新《公司法》实施之后,依据《国家工商行政管理总局 商务部 国家外汇管理局 海关总署关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》【工商外企字(2006)81号;以下简称“《执行意见》”】,新《公司法》的法律位阶次于“三资企业法”,优于“三资企业法”实施细则/条例。

由此,外商投资的有限责任公司应如何设置组织机构,发生了较大变化。律师根据对中国法律的理解、结合实务中与相关政府主管部门的沟通意见,将新《公司法》实施之后的相关要求简要列表说明如下,供读者参考:

	股东会/股东	董事会/执行董事	监事会/不设监事会的监事	(总)经理
中外合资经营的有限责任公司	r	s	r	r
	主要依据:《中外合资经营企业法》、《执行意见》	主要依据:《中外合资经营企业法》、《执行意见》	主要依据:《中外合资经营企业法》、《执行意见》	主要依据:《中外合资经营企业法》、《执行意见》
中外合作经营的有限责任公司	r	s	r	r
	主要依据:《中外合作经营企业法》、《执行意见》	主要依据:《中外合作经营企业法》、《执行意见》	主要依据:《中外合作经营企业法》、《执行意见》	主要依据:《中外合作经营企业法》、《执行意见》

I 外商投資の有限責任会社の組織機構の設置について

外商投資の有限責任会社の組織機構は、通常、出資者会/出資者、董事会/执行董事、监事会/監事会を設けない監事、(総)經理から構成されます。新「会社法」が 2006 年 1 月 1 日に施行される前は、外商投資の有限責任会社の組織機構を設置する主な根拠は「三資企業法」及びその実施細則/条例でした。新「会社法」が施行された後は、「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外国為替管理局による執行意見」【工商外企字(2006)81号;「『執行意見』」といえます)に基づき、新「会社法」の法的位置付けは「三資企業法」には劣り、「三資企業法」実施細則/条例よりは優先することになります。

このことから、外商投資の有限責任会社が組織機構をどのように設置するかについて、かなり大きな変化が生じました。弁護士は中国法律についての理解に基づき、そして、実務の中で係る政府主管部门にヒアリングを行なって入手した情報と結び付けた上で、新「会社法」施行後の係る要求について、ご参考まで下表に簡潔にまとめてみました。

	出資者会/出資者	董事会/执行董事	监事会/不设监事会的监事	(総)經理
中外合弁經營の有限責任会社	r	s	r	r
	主な根拠:「中外合弁經營企業法」、「執行意見」	主な根拠:「中外合弁經營企業法」、「執行意見」	主な根拠:「中外合弁經營企業法」、「執行意見」	主な根拠:「中外合弁經營企業法」、「執行意見」
中外合作經營の有限責任会社	r	s	r	r
	主な根拠:「中外合作經營企業法」、「執行意見」	主な根拠:「中外合作經營企業法」、「執行意見」	主な根拠:「中外合作經營企業法」、「執行意見」	主な根拠:「中外合作經營企業法」、「執行意見」

	š	š	š	r
外商独资和外商合资的有限责任公司	主要依据：新《公司法》、《执行意见》	主要依据：新《公司法》、《执行意见》	主要依据：新《公司法》、《执行意见》	主要依据：新《公司法》、《执行意见》

【备注】

1. “s”表示应设置；“r”表示可设置/可不设置；
2. 中外合资/合作经营的有限责任公司设置股东会/股东、监事会/不设监事会的监事等组织机构在法理和实践上仍值得商榷。

对于新《公司法》实施之后设立的外商投资的有限责任公司，应严格按照上表的相关要求进行操作。对于新《公司法》实施之前已设立的外商投资的有限责任公司，是否需按照上表的相关要求变更组织机构，中国法律没有明确规定。

结合律师与相关政府主管部门的沟通意见，律师认为，对于新《公司法》实施之前已设立的外商投资的有限责任公司，如不需要办理其他工商变更登记事项的，是否变更组织机构，目前仍由公司自主决定；如需要变更其他工商登记事项的，是否应同时变更组织机构，各地的实践做法不一。【例如，在上海，目前的做法是不需要同时变更组织机构；但在江苏省的某些地区，则需要同时变更组织机构。】

对于新《公司法》实施之前已设立的外商投资的有限责任公司，鉴于存在前述不确定因素，律师建议，在适当的时机，尽早安排设置健全的公司组织机构、并相应修改公司章程（需办理必要的审批及登记手续）。律师认为，设置健全的公司组织机构、完善公司治理结构是中国公司法律制度发展的必然趋势，目前看来，只是个时间问题。

【备注】

查看《国家工商行政管理总局 商务部 国家外汇管理局 海关总署关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》【工商外企字（2006）81号】，请点击以下网址：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

（里兆律师事务所 2006年06月25日整理编写）

外商独资及外商合资による有限责任公司	š	š	š	r
	主な根拠：新「会社法」、「執行意見」	主な根拠：新「会社法」、「執行意見」	主な根拠：新「会社法」、「執行意見」	主な根拠：新「会社法」、「執行意見」

【備考】

1. 「š」は設置しなければならないことを意味し、「r」は設置してもしなくてもよいことを意味します。
2. 中外合弁/合作經營の有限責任会社が出資者会/出資者、監事会/監事会を設置しない監事等の組織機構を設置することについては、法律の原理上及び実践上、引き続き検討していく価値があります。

新「会社法」施行後に設立した外商投資の有限責任会社については、上表の係る要求に厳しく従って取扱を行なう必要があります。新「会社法」施行前にすでに設立している外商投資の有限責任会社について、上表の係る要求に従って組織機構を変更する必要があるかどうかは、中国法律では明確な規定がありません。

弁護士が係る政府主管部門にヒアリングした結果と結び付けて考えると、新「会社法」施行前にすでに設立していた外商投資の有限責任会社に対しては、もしもその他の工商登記事項の変更手続きを行なう必要がない場合に、組織機構を変更するかどうかは、現在のところ、そのまま会社が自ら決定するものと思われます。なお、その他の工商登記事項の変更手続きが必要な場合に、同時に組織機構の変更も行なうべきかどうかについて、各地の実践的なやり方はそれぞれ異なります。【たとえば、上海においては、現在のやり方では同時に組織機構を変更する必要がないとしていますが、江蘇省のある地域では、同時に組織機構を変更する必要があるとしています。】

新「会社法」施行前にすでに設立していた外商投資の有限責任会社については、上記の不確定な要素があることから、適当な頃合をみて、健全な会社組織機構をなるべく早急に設置するようにし、また、会社定款を相応に修正（必要な審査批准及び登記手続きを行なう必要があります）されることをお勧めします。健全な会社組織機構を設置し、会社の管理構造を整えることは、中国の会社法律制度の発展のためにも必然的な流れであり、現在見る限りでは、あとは時間の問題に過ぎないと思われます。

【備考】

「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外国為替管理局による執行意見」【工商外企字（2006）81号】をご覧ください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

（里兆法律事務所が 2006年6月25日付けで作成）